

平成25年 7月12日

指定給水装置工事事業者 各位

給水工事申請に伴う市道道路占用許可申請手続きについて（お知らせ）

笠岡市水道課

これまで各戸の給水取出し工事での市道占用については、道路占用許可申請（以下「占用申請」という。）の手続きが一部免除されていました。

この度、道路管理者（市建設企画課）により、地下埋設物等占用物件の正確な把握と道路における工事状況について把握する事を目的として、道路占用に関する申請内容、手続き及び事務処理の見直しがおこなわれました。

この見直しにより、占用延長の長短に関わらず市道に埋設するすべての水道管について、占用申請（修繕工事の場合は、工事施工承認申請）が必要となります。

つきましては、本課においても占用申請に関する事務の取り扱いを下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

【道路占用の場合】

○占用申請の対象範囲

道路内に埋設するすべての水道管について、占用申請が必要です。

○占用申請手続き方法

占用延長50m未満の場合は、占用申請者は給水装置所有者とし、指定給水装置工事事業者が代行して建設企画課へ占用申請手続きを行う。

占用延長50m以上の場合は、占用申請者は水道事業管理者とし、水道課より建設企画課へ占用申請手続きを行う。

○申請必要書類

占用延長50m未満の場合は、道路占用許可申請書、添付書類（位置図、平面図）とし、占用延長50m以上の場合は、道路占用許可申請書、添付書類（位置図、平面図、横断面図、舗装復旧図、公図の写し、現況写真）とする。

○占用申請事務手数料

占用延長50m未満の場合は、不要とし、占用延長50m以上の場合は、2,100円（消費税含む）とする。（現行どおり。）

【修繕工事の場合】

○工事施工承認の対象範囲

市道上で行うすべての修繕工事において工事施工承認申請が必要です。

○工事施工承認申請手続き方法

警察署へ提出する道路使用許可申請図（位置図，掘削平面図，掘削断面図）の写しを水道課へ提出して下さい。

工事施工承認申請書を添えて水道課より建設企画課へ手続きを行います。

※ この占用申請の取り扱いの変更は，平成25年8月1日受付の給水申請及び修繕工事より適用します。